

2020年3月25日
リエスパワー株式会社

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う電気料金の特別措置について

現在、新型コロナウイルス感染症の影響による休業および失業等で一時的に公共料金の支払いが困難となるお客さまについて、新型コロナウイルス感染症対策本部および経済産業省から電気料金の支払期日の延長を要請されたことを踏まえ、当社は下記のとおり、電気料金の特別措置を講ずることといたしましたのでお知らせいたします。

1. 特別措置の適用対象

新型コロナウイルス感染症の影響による休業および失業等で、都道府県社会福祉協議会より「緊急小口資金」または「総合支援資金」の貸付を受けているお客さまであって、一時的に電気料金の支払いが困難であり、当社に特別措置適用の申出をされたお客さま

2. 特別措置の内容

2020年3月分、4月分および5月分の電気料金の支払期日を、原則として各々1カ月間延長いたします。

3. 受付開始日

2020年3月25日(水)

【本特別措置に関するお問い合わせ先】

リエスパワーサポートセンター

T E L : 03-6844-3500

受付時間 : 9 : 30 ~ 18 : 30 (土・日・祝日を除く)

E メール : info@lespower.co.jp

以上